

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方として、経営基本指針の中で、「良き企業市民として、全ての法律を遵守し、社会規範に基づいて、公正・誠実な企業活動を推進するとともに、自然環境の保護と資源保全に留意し、広く社会の理解と共感を得られる企業をめざす」ことを明記し、これを経営上の最も重要な方針のひとつと位置付けております。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4 株主総会議決権の電子行使と招集通知の英訳】

当社は、現在、議決権行使状況、株主構成及び各種費用等を勘案し、議決権電子行使プラットフォームの利用等による議決権の電子行使を可能とするための環境作り及び招集通知の英訳を実施していません。今後につきましては、機関投資家や外国人株主の議決権行使状況及び比率等も踏まえ、必要に応じて判断いたします。

【原則4-7 独立社外取締役の役割・責務（原則4-8、補充原則4-8-1、補充原則4-8-2、原則4-9、補充原則4-10-1）】

当社は、経営に対する監視機能を高めるために独立社外監査役を3名選任しているのみならず、取締役会による監督機能を充実させるために執行役員制度を導入しています。また、重要な業務執行の決定を迅速かつ効率的に行うために取締役を少数化しています。したがって、現在、当社は独立社外取締役を選任していません。

【補充原則4-11-3 取締役会の実効性評価の結果の概要】

当社の取締役会は、年間12回開催され、取締役・監査役全員出席の下、十分な審議及び迅速・機動的な意思決定が行われるなど、取締役会としての役割・責務を適切に果たしていると判断しておりますが、各取締役への自己評価の実施につきましては、今後、必要に応じて検討いたします。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は、投資先との事業上の関係がある場合を除き、上場株式を保有いたしません。

議決権の行使に当たっては、適切なコーポレートガバナンス体制の整備や発行会社の中長期的な企業価値の向上に資する提案であるかどうかを総合的に判断し、議決権を行使いたします。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

関連当事者間取引の条件については、取締役会規則、業務決裁基準に従い、一般的な取引条件と同等に決定し、取締役会において、取引内容・条件の確認しております。

また、毎年関連当事者間取引調査を役員に実施し、当社と利益相反する取引がないことを確認しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

1. 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画

(1) 会社の経営の基本方針

（経営理念）

当社グループは、「技術革新と創意・工夫に努め、科学・経済の発展に貢献するとともに、社会的責任を果たし、信頼され、価値ある企業として成長します。」の経営理念に基づく経営を目標としております。

（経営基本指針）

上記経営理念を実現するため、次の経営基本指針を掲げております。

イ 「スペシャリティ化学の素材・加工分野」において、お客様のニーズを優先し、お客様の満足を得られる優れた製品とサービスを提供することにより、市場に信頼される企業を目指します。

ロ 「企業の根幹は人なり」の考え方に基づき、社員一人一人の人間性・個性を尊重し、能力の伸長に努めるとともに、仕事を通じて、生甲斐と幸せを実現し、社員として誇りを実感出来る企業を目指します。

ハ 「良き企業市民」として、全ての法律を遵守し、社会規範に基づいて、公正・誠実な企業活動を推進するとともに、自然環境の保護と資源保全に留意し、広く社会の理解と共感を得られる企業を目指します。

(2) 目標とする経営指標と中長期的な会社の経営戦略

当社グループが経営理念に基づき継続的に成長していくためには、「事業規模の拡大」と「収益力の向上」を図っていくことが必要になります。この観点から、経営資源の源泉である「利益」を着実に計上していくことを基本的な経営目標として、総資産利益率及び売上高営業利益率の一層の向上を目指します。

この目標を達成するための具体的な課題は、

イ 主力のヨウ素事業の資源確保、回収、新用途開発による拡大

ロ 金属化合物事業の体質改善

ハ 企業風土の変革、組織力の向上

の三つであります。

(3) 会社の対処すべき課題

会社を取り巻く事業環境は、中長期的には、全体の需要は増加していくものの、折々の価格変動・需要変動は避けられないと考えています。

そのため、価格・需要の動向がどうであろうとも、事業運営を進め、且つ発展させることが出来るよう、体制をより盤石なものにすることが求められます。

具体的には、製造プロセス技術の向上、お客様視点の商品の創出、お客様から信頼される安定した供給力の確保、等々が必要です。

これまで、製造プロセス技術には力を入れてきましたが、今後もその手綱を緩めることなく、技術を向上させていきます。お客様視点の商品の創出という意味では、過去にも業界に大きな影響を与えるような商品を創り出した事例があり、今もその流れは続いています。お客様から信頼される安定した供給力の確保という意味では、毎年必要な投資を進めていきます。

ヨウ素及び天然ガス事業においては、技術の向上、お客様視点の商品の創出、安定した供給力の確保等、それぞれの観点での事業展開を粛々と進めます。

金属化合物事業においては、製造プロセス技術と、安定した供給力を強みに、旺盛な電子部材の需要を追い風にして、体質改善を実施していきます。

足許の経済状況は、米国は概ね堅調なもの、欧州経済には不透明感があり、新興国経済の成長力の陰りも、引き続き予想されております。このような事業環境の中でも、上記の施策を展開することで、会社として着実に力を付け、「技術力・品質においてNo. 1」との評価を確固たるものにすべく、努力する所存です。

## 2. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書1ページ「1. 基本的な考え方」及び上記1.「会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画」に記載のとおりであります。

### 3. 経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社の取締役報酬のうち、基本報酬(月次・定額)につきましては、株主総会で決議された限度額内で、取締役会の決議により決定しております。

取締役の賞与は、毎年株主総会に付議しておりますが、連結営業利益の水準等により、金額を算定し付議しております。

執行役員の報酬につきましては、従業員と同等の報酬体系となっております。

### 4. 経営陣幹部の選任・役員候補の指名を行うに当たっての方針・手続

取締役会におきまして、経営戦略の妥当性、リスク等を多面的に審議することが重要と考えておりますので、その実現を図るため、経験、知識、専門性、見識等を考慮し、取締役・監査役候補を指名いたします。

執行役員につきましては、当社グループを取り巻く事業環境・経営状況を理解し、経営戦略等の実行における強いリーダーシップを発揮し、迅速かつ適切に執行できる経験と能力を重視して指名いたします。

### 5. 役員候補の個々の選任・指名についての説明

取締役及び監査役候補者の略歴につきましては、株主総会参考書類に記載しております。加えて、社外取締役及び社外監査役の選任理由につきましては、当報告書に後記しております。

#### 〔補充原則4-1-1 取締役会の経営陣に対する委任の範囲の概要〕

当社の取締役会は、法令及び定款に定められた事項のほか、「取締役会規則」により、経営方針・目標・戦略等、重要事項の意思決定を取締役会の専決事項と定めております。それ以外の業務執行の決定につきましては、社長執行役員以下、執行役員に委任しており、社内規定により、その範囲を明確に定めております。

#### 〔原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準〕

当社の取締役会は、独立役員となる者の独立性判断基準の内容を東京証券取引所の独立役員の独立性に関する基準等を参考にしております。

#### 〔補充原則4-11-1 取締役会全体としてのバランス、多様性、規模に関する考え方〕

当社は、取締役会を、経営方針・目標・戦略等の重要事項の意思決定並びに取締役の業務執行状況の監督・監視機関と位置付けております。重要な業務執行の決定を迅速かつ効率的に行うため、取締役を少数化し、非業務執行取締役2名(うち1名は社外取締役)を含む取締役6名の体制としております。「監査役会」は、経営に対する監視機能を高めるために、独立社外監査役3名を含む監査役4名の体制としております。このように、業務執行、経営の監督が有効かつ効率的に機能する企業統治の体制を採用し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するよう、充分配慮する方針としております。

#### 〔補充原則4-11-2 取締役、監査役の兼任状況〕

当社は、取締役・監査役が上場会社の役員を兼任する場合には、その兼任状況を事業報告、株主総会参考書類及び有価証券報告書等におきまして、毎年開示しております。

#### 〔補充原則4-11-3 取締役会の実効性評価の結果の概要〕

当社の取締役会は、年間12回開催され、取締役・監査役全員出席の下、十分な審議及び迅速・機動的な意思決定が行われるなど、取締役会としての役割・責務を適切に果たしていると判断しておりますが、各取締役への自己評価の実施につきましては、今後、必要に応じて検討いたします。

#### 〔補充原則4-14-2 取締役、監査役に対するトレーニングの方針〕

取締役・監査役は、社内・社外の研修の場に参加する機会を設けております。

社外取締役・社外監査役等に対しましては、必要に応じ、会社概要を説明する場を設けております。

#### 〔原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針〕

当社は、管理部門担当取締役を情報開示取扱責任者に定めております。情報開示取扱責任者は、対話を補助する社内各部門を統括・監督し、緊密な連携を図るものとしております。また、当社は、情報開示取扱責任者が対話において把握された株主の意見・懸念の報告を受け、必要に応じ、これを経営陣幹部や取締役会にフィードバックし、その活用・対応を検討する体制を構築しております。個別面談以外の対話の手段につきましては、必要に応じ適宜、機関投資家説明会等を開催する方針としております。なお、株主との対話に際してのインサイダー情報の管理につきましては、当社「行動原則」に則り、全役員及び使用人に周知徹底しております。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

### 〔大株主の状況〕

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
旭硝子株式会社	13,460,047	52.42
三菱商事株式会社	2,888,020	11.25
株式会社萬富	707,000	2.75
株式会社合同資源	200,000	0.78
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	159,000	0.62
瀬川 祥子	142,000	0.55
吉田 悟	140,000	0.55
アキ商会株式会社	124,000	0.48
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	121,000	0.47
内出 豊	120,000	0.47

支配株主(親会社を除く)の有無	—
親会社の有無	旭硝子株式会社(上場:東京)(コード)5201

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	12月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の親会社である旭硝子株式会社は、当社議決権の53.2%(2015年12月末日現在)を保有しており、当社は同社の連結子会社となっております。旭硝子株式会社及び旭硝子グループ各社との関係においては、業務の適正を確保するため、事業運営及び取引では、自律性を保つことを基本としております。当社は、親会社との取引条件については、取締役会規則、業務決裁基準に従い、一般的な取引条件と同等に決定し、取締役会において取引内容・条件の確認をしており、少数株主の利益を害することのないよう適切に対応することとしております。

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社の親会社である旭硝子株式会社は、当社議決権の53.2%(2015年12月末日現在)を保有しており、当社は同社の連結子会社となっております。旭硝子株式会社及び旭硝子グループ各社との関係においては、業務の適正を確保するため、事業運営及び取引では、自律性を保つことを基本としております。親会社から当社の事業活動に対する制約はなく、独立性は確保されていると考えております。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
藤木 洋	他の会社の出身者					○		○				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤木 洋		三菱商事株式会社 理事 機能化学品本部長(現任) 当社の主要株主及び主要な取引先の出身者。当社は、同社との間で販売及び仕入等の取引があります。	現在までの豊富な経験に基づき、当社の経営全般に対し提言をいただくことにより、経営体制がさらに強化できるものと判断したため。すなわち、独立性の有無に関わらず、実効性や専門性等の要素を重視した結果、選任。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	4名

#### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社では監査役と会計監査人が定期的に打ち合わせの機会を持ち、監査役は会計監査人より監査計画、監査結果等の詳細な説明を受

け、質疑応答を通じて、監査役と会計監査人との連携をはかっております。  
 当社では代表取締役社長執行役員の下に直轄する監査室が、年間監査計画に基づいて、内部統制を含めて内部監査を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
春日 勝三	税理士													
小山 敦	他の会社の出身者													
大竹 たかし	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
春日 勝三	○	税理士(現任) 独立役員に指定しております。	税理士としての財務、会計の専門知識、経験に基づき、当社の経営全般の監視を行っていただくため。また、経歴を鑑み一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立した立場で監査を行っていただけると判断し、独立役員に選定している。なお、同氏は独立役員の属性として、取引所が定める項目に該当しない。
小山 敦	○	株式会社萬富 代表取締役(現任) 独立役員に指定しております。	経営者としての現在までの豊富な知識、経験に基づき、当社の経営全般の監視を行っていただくため。独立性については、同氏が経営する会社と当社との間に取引が無いため、一般株主との利益相反のおそれはないと判断し、独立役員に選定している。なお、同氏は独立役員の属性として、取引所が定める項目に該当しない。
大竹 たかし	○	弁護士(現任) シティウーワ法律事務所オブ・カウンセル(現任) 独立役員に指定しております。	法曹界における法務、法律の専門知識、経験に基づき、当社の経営全般の監視を行っていただくため。また、経歴を鑑み一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立した立場で監査を行っていただけると判断し、独立役員に選定している。なお、同氏は独立役員の属性として、取引所が定める項目に該当しない。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

--	--

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

現状では必要性がないため、実施予定はありません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社の2015年12月期に係る取締役及び監査役の報酬等の額は、取締役の年間報酬総額が30百万円(うち社外取締役が2百万円)、監査役の年間報酬総額が18百万円(うち社外監査役が7百万円)であります。

(注)1.取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2.上記支給額には、役員賞与引当金繰入額7百万円が含まれております。

3.報酬等の額に記載するほかに、2015年12月期中に退任した取締役に対し29百万円(うち社外取締役0百万円)の役員退職慰労金を支給しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役報酬のうち、基本報酬(月次・定額)につきましては、株主総会で決議された限度額内で、取締役会の決議により決定しております。取締役の賞与は、毎年株主総会に付議しておりますが、連結営業利益の水準等により、金額を算定し付議しております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 **更新**

取締役会の事務全般については総務部が窓口となり、監査役会の事務全般については、常勤監査役及びその補助としての監査役付が行っております。

取締役会・監査役会開催前に議案等について通知を行い、会議において適正・適切な発言をいただけるよう、社外取締役・社外監査役をサポートしております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、監査役会設置会社であります。

当社は、「取締役会」を、経営方針・目標・戦略等の重要事項の意思決定並びに取締役の業務執行状況の監督・監視機関と位置付けております。重要な業務執行の決定を迅速かつ効率的に行うため、取締役を少数化し、非業務執行取締役2名(うち1名は社外取締役)を含む取締役6名の体制としております。また、執行役員12名を任命し、社長執行役員の諮問機関として「経営会議」を設置しております。これらにより業務執行機能を強化するとともに、「取締役会」の監督機能と職務執行機能とを分離し、「取締役会」の監督機能を充実させております。

「監査役会」は、経営に対する監視機能を高めるために、独立社外監査役3名を含む監査役4名の体制としております。

このように、業務執行、経営の監督が有効かつ効率的に機能する企業統治の体制を採用しております。

これらに基づいて内部統制を整備しており、内部統制システムに関する基本的な考え方や及びその整備状況については、6ページから7ページをご覧ください。

内部統制及び監査役監査の運用状況は次のとおりであります。

### 1. 取締役の職務執行

「取締役会」は、年間12回開催し、取締役は迅速・機動的な意思決定を行っております。

### 2. 監査役職務執行

監査役は、「監査役会」で定めた監査方針、監査計画等に従って監査を実施し、「取締役会」、「経営会議」、その他重要な会議に出席するほか、取締役、内部監査部門等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決算書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査して、取締役の職務執行に関する不正の行為、法令・定款に違反する行為等を監視しております。

親会社等の取引については、「取締役会」において当該取引の概要についての報告を受け、当社の利益を害さない旨を確認しております。

### 3. 使用人の職務執行

(1) 当社の経営理念・経営方針に基づき「行動原則」を制定し、それを使用人全員に周知した上で、「行動原則」に関する誓約書を提出させております。

(2) 「監査室」は、年間監査計画に基づいて、内部統制の整備・運用状況の評価を実施するとともに、内部監査を実施することにより、リスク管理体制の確保に努めております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、「取締役会」を、経営方針・目標・戦略等の重要事項の意思決定並びに取締役の業務執行状況の監督・監視機関と位置付けております。重要な業務執行の決定を迅速かつ効率的に行うため、取締役を少数化し、非業務執行取締役2名(うち1名は社外取締役)を含む取締役6名の体制としております。また、執行役員12名を任命し、社長執行役員の諮問機関として「経営会議」を設置しております。これらにより業務執行機能を強化するとともに、「取締役会」の監督機能と職務執行機能とを分離し、「取締役会」の監督機能を充実させております。

「監査役会」は、経営に対する監視機能を高めるために、独立社外監査役3名を含む監査役4名の体制としております。

このように、業務執行、経営の監督が有効かつ効率的に機能する企業統治の体制を採用しております。

### Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2016年3月29日に開催した第95回定時株主総会においては、株主総会招集通知を法定期日より3営業日以上前(2016年3月9日)に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を避けて、株主総会を開催しております。
その他	定時株主総会では、事業報告の説明にスライドを使用したビジュアル化に努め、より理解を深めていただける説明を心がけております。 株主総会招集通知については、発送日前の2016年3月8日に、当社ウェブサイトにより電子的に公表しております。

#### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ(URLは、 <a href="http://www.isechem.co.jp/">http://www.isechem.co.jp/</a> )において、決算短信等の適時開示資料及び決算補足説明資料を、適宜掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社のIRに関する窓口は、総務部が担当しておりますが、内容等に応じて経理部と連携して対応しております。	
その他	アナリスト対応(随時)他。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、経営基本指針の中で、「良き企業市民として、全ての法律を遵守し、社会規範に基づいて、公正・誠実な企業活動を推進するとともに、自然環境の保護と資源保全に留意し、広く社会の理解と共感を得られる企業をめざす」ことを明記し、これを経営上の最も重要な方針のひとつと位置付け、各ステークホルダーの立場の尊重をはかっております。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

#### 基本方針

1. 当社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 当社は、当社の経営理念・経営基本指針に基づき、当社の取締役及び使用人全てを対象に「行動原則」を制定し、法令や社会規範の遵守など社会的責任の遂行のための指針として「行動基準」を定めている。
  - (2) 当社の代表取締役兼社長執行役員及び業務執行を担当する取締役・執行役員は、この「行動基準」に従い、当社における企業倫理の遵守及び浸透を率先垂範して行う。
  - (3) 当社は、当社の「行動基準」遵守のための組織として、「企業倫理委員会」の設置及び「行動基準」遵守上疑義のある行為等に対する通報・相談の手段として「行動原則相談窓口」を設置している。
  - (4) 当社の代表取締役兼社長執行役員は、「監査室」を直轄する。「監査室」は、当社の代表取締役兼社長執行役員の指示に基づき、業務執行状況の内部監査を行う。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (1) 当社の代表取締役兼社長執行役員及び業務執行を担当する取締役・執行役員は、その職務の執行に係る文書（電磁的記録を含む。）その他の重要な情報を、社内規程に基づき、各々の担当職務に従い適切に保存し、且つ、管理する。
  - (2) 当社の重要書類・情報の機密保持については、「情報セキュリティ規程」に基づき、所定の手続に従い実施する。
3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) 当社は、企業価値の向上及び企業活動の持続的発展を阻害するリスク（不確実性）に対処するため、社内規程の充実、諸会議の機動的運営等により当社を取り巻くリスクに対する管理体制を整備する。
  - (2) 当社の代表取締役兼社長執行役員が直轄する「監査室」は、当社のリスク管理体制の整備・運用状況につき監査し、当社の代表取締役兼社長執行役員に報告する。
  - (3) 当社に重大なリスクが発生した場合には、当社の代表取締役兼社長執行役員及び業務執行を担当する取締役・執行役員は、そのリスク軽減等に取り組むとともに、会社全体として対応を行う。
4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定、取締役の業務執行状況の監督等を行う。
  - (2) 当社は、取締役会の監督機能と業務執行機能とを分離し、取締役会の監督機能を充実させるとともに、業務執行機能を強化するために「執行役員制」を導入している。
  - (3) 当社の業務の執行・運営に当たっては、当社の代表取締役兼社長執行役員及び業務執行を担当する取締役・執行役員は、社内規程に定められた組織又は手続により必要な決定を行う。当該社内規程は、法令の改廃・職務執行の効率化の必要がある場合には、随時見直される。
5. 当社並びに当社の親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - (1) 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
    - イ 当社は、当社の業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための施策に加え、当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正と効率性を確保するために「関係会社管理規程」を整備する。
    - ロ 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、当社の子会社に対し、当該子会社の取締役の職務の執行に係る事項を定期的に報告させる。
  - (2) 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
    - イ 当社の「監査室」は、当社の子会社のリスク管理体制の整備・運用状況につき監査し、当社の代表取締役兼社長執行役員に報告する。
    - ロ 当社の子会社に重大なリスクが発生した場合には、当社の代表取締役兼社長執行役員及び業務執行を担当する取締役・執行役員は、そのリスク軽減等に取り組むとともに、当社の子会社と連携して対応を行う。
  - (3) 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
    - イ 当社は、当社の子会社から援助・指導を求められたとき又はその必要性を認めるときは、当社の代表取締役兼社長執行役員の承認のもと、当社の子会社に対して援助・指導を行う。
  - (4) 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
    - イ 当社の代表取締役兼社長執行役員及び業務執行を担当する取締役・執行役員は、各々の職務分掌に従い、当社の子会社が適切な内部統制システムの整備を行うように指導する。
    - ロ 当社の「監査室」は、当社及び当社の子会社から成る企業集団における内部監査を実施又は統括し、当社及び当社の子会社から成る企業集団の業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。
  - (5) その他の当社並びに当社の親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
    - イ 当社と当社の親会社及び子会社から成る企業集団に属する会社との取引は、法令・会計原則・社会規範に照らし適正且つ適切に行う。
    - ロ 当社は、当社の親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するため、事業運営及び取引では自律性を保つことを基本とする。
6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する当社の監査役の指示の実効性の確保に関する事項
  - イ 当社は、必要に応じ、監査役の職務を補助すべき監査役スタッフを置く。
  - ロ なお、当該スタッフは当社の監査役の指揮命令に従うものとし、その人事については当社の取締役と監査役とが意見交換を行う。
7. 当社の取締役及び使用人並びに当社の子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制並びに当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
  - (1) 当社の監査役は、当社の取締役会等の重要な会議に随時出席するとともに、主要な重要文書を閲覧し、必要に応じて当社の代表取締役兼社長執行役員、業務執行を担当する取締役・執行役員又は使用人にその説明を求める。
  - (2) 当社の代表取締役兼社長執行役員及び業務執行を担当する取締役・執行役員は、当社の監査役又は監査役会に対し、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実その他社内規程に定める事項の報告を行う。
  - (3) 当社の監査役は、監査のために必要な範囲内において、当社の子会社の取締役に対して経営の概況を報告するよう求め、必要な場合には調査する。
  - (4) 当社の子会社の取締役及び使用人は、当社の監査役又は監査役会に対し、当該子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実その他当社の社内規程に定める事項の報告を関連部署を通じて行う。
  - (5) 当社は、「行動原則」において、「行動原則」に違反する行為の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない旨とともに、報復行為を禁止する旨を定め、これらを周知徹底している。

8. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 当社は、当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務については、当該費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにその請求を処理する。
  - (2) 当社の代表取締役兼社長執行役員及び業務執行を担当する取締役・執行役員は、当社の監査役の監査による指摘事項については、速やかに且つ適切な対応を図る。
  - (3) 当社は、当社の監査役が、当社及び当社の子会社の監視・監査が実効的且つ適正に行えるよう当社の会計監査人及び「監査室」と緊密な連携等の確な体制を構築する。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、経営理念・基本指針に基づき、役員、使用人全てを対象に「行動原則」を制定し、法令や社会規範の遵守など社会的責任の遂行のための指針として「行動基準」を定めている。その「行動基準」の中で、下記の点を定めている。

- (1) 反社会的勢力を利用するような雑誌購読、寄附等資金・便宜の提供を行ってはならない。また、営業活動やトラブル処理に反社会的勢力を利用してはならない。
- (2) 反社会的勢力からの脅し・恫喝等に屈してはならず、脅し、不当なクレーム等を受けたときは、迅速に社内関係先に連絡し、定められたルールに従って、毅然たる対応をする。また、中央地区特殊暴力防止対策協議会に加盟しており警察関係者、弁護士等の外部の専門機関との連携を強化し、反社会的勢力排除に向けた活動を遂行する。

## V その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

記載する事項はありません。

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、次のとおりです。

#### 1. 情報開示取扱責任者

当社の情報開示取扱責任者を管理部門担当取締役と定めております。

管理部門担当取締役は、取締役会及び経営会議をはじめとして社内の上すべての重要会議に出席し、社内的重要情報すべてを早期にかつ正確に把握できる立場にあります。

#### 2. 情報開示者

当社は、代表取締役社長執行役員及び上記1.の情報開示取扱責任者を情報開示者としており、このメンバー以外の者が情報開示を行う必要がある場合には、必ず情報開示担当者が立ち会うこととし、公正で正確な情報開示を図っております。

#### 3. 社外からの問合せ窓口

当社は、社外からの情報の問合せがあった場合には、受付者が自ら勝手に回答せず、必ず情報開示担当者(総務部長及び総務部情報開示担当主席)に連絡し、情報開示担当者から回答させることとして、不適切な開示とならないように図っております。

#### 4. 情報の正確性確保

情報開示取扱責任者及び情報開示担当者の下に集められる又は自ら収集する情報について、その正確性について十分審査し、開示に際しては、誤謬がないように図っております。

特に、経理及び財務の内容につきましては、すべて監査法人の監査を受け、株主関係の情報につきましては、当社の株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社に管理を委託し、情報の正確性を確保するようにしております。

